

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	市税の収納管理及び滞納整理に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊勢原市は、市税の収納管理及び滞納整理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

伊勢原市長

公表日

令和4年11月30日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	市税の収納管理及び滞納整理に関する事務
②事務の内容	<p>地方税法や国税徴収法等の規定に基づき、市税(国民健康保険税を含む)の収納情報を管理する。また、滞納している個人または法人に対し、納税交渉、納税催告、財産調査及び滞納処分等を行う。</p> <p>(1) 収納管理業務 ①各賦課システムからの賦課情報の取り込み ②指定金融機関等からの収納情報の入手</p> <p>(2) 督促に関する業務 (3) 市税過誤納金の還付・充当業務 (4) 市税等口座振替に関する業務 (5) 市税決算及び滞納繰越処理 (6) 滞納整理業務</p> <p>※(6)滞納整理業務の事務においては、特定個人情報ファイルを取り扱わない。</p>
③対象人数	<p>[10万人以上30万人未満]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	収納管理システム
②システムの機能	1. 収納状況 … 収納状況の照会を行う。 2. 調定・収納異動 … 調定や収納に対し、強制修正を行う。 3. 過誤納処理 … 還付、充当の処理を行う。 4. 日次処理 … 収納消し込み処理及び日次決算資料を作成する。 5. 月次処理 … 月次決算資料を作成する。 6. 口座振替 … 口座振替の依頼処理及び結果処理を行う。 7. 督促 … 督促処理を行う。 8. 年次処理 … 滞納繰越や年次決算資料等の作成を行う。 9. 課税状況 … 課税資料の照会を行う。 10. 情報照会 … 情報提供ネットワークシステムを通じて口座登録・連携ファイル関係情報を取得する。
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 (滞納管理システム)</p>
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	庁内基本情報連携システム
②システムの機能	住民基本台帳システムに登録している者及び住民基本台帳システムに登録されていない者等の宛名情報、口座情報、送付先情報、納税管理情報等を管理する。
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
収納情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	市(県)民税、軽自動車税、固定資産税及び国民健康保険税の課税対象者、納税義務者
その必要性	個人を特定し公平・公正かつ正確な収納管理業務を行う必要があるため
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (技術的事項(決算フラグ等)、口座登録・連携ファイル関係情報)
その妥当性	1. 識別情報 滞納者を特定するために記録 2. 連絡先情報 本人への通知等の送付先として必要なために記録 3. 業務関係情報 市税関係情報の賦課による調定及び収納を管理するために記録
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年6月
⑥事務担当部署	総務部収納課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="radio"/> 本人又は本人の代理人 <input type="radio"/> 評価実施機関内の他部署 (市民税課、資産税課、保険年金課) <input type="radio"/> 行政機関・独立行政法人等 (デジタル庁) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="radio"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 <input type="radio"/> 庁内連携システム <input type="radio"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③使用目的 ※	収納消込及び還付・充当処理	
④使用の主体	使用部署	総務部収納課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	1. 調定情報の管理 各市税ごとの調定情報を取得し、月次又は期毎の調定額の照会、決算処理を行う。 2. 収納履歴情報の管理 日ごとの消込データを累積し、日ごとの日計処理や月ごとの月計処理、納付履歴管理、決算処理を行う。	
	情報の突合	1. 調定情報 税目ごとの賦課システムと連携し、内部管理番号で情報を取得 2. 収納履歴情報 消込データ内の内部管理番号により突合し、対象納税者の消込処理を行う。
⑥使用開始日	2016/1/1	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1		
収納管理システム保守業務		
①委託内容	収納管理システムの運用保守	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	ミツイワ株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2		
伊勢原市納税促進業務委託		
①委託内容	還付充当業務及び口座振替業務、滞納整理業務の一部について委託する。	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社アイティフォー	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項3		
委託事項4		
委託事項5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [<input checked="" type="radio"/>] 移転を行っている (3) 件 [] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

移転先1	市民税課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第16の項
②移転先における用途	適正な市(県)民税賦課業務を行うため
③移転する情報	市(県)民税の収納情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	市(県)民税の納付者
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	毎収納消込処理時
移転先2～5	
移転先2	資産税課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第16の項
②移転先における用途	適正な固定資産税(償却資産を含む)賦課業務を行うため
③移転する情報	固定資産税(償却資産を含む)の収納情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	固定資産税(償却資産を含む)の納付者
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	毎収納消込処理時
移転先3	保険年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第16の項
②移転先における用途	適正な国民健康保険税賦課業務を行うため
③移転する情報	国民健康保険税の収納情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険税の納付者

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

1. 収納管理システム

(1) 収納情報ファイル

<収納情報ファイル>

利用団体コード、住民コード、納付書番号、会計年度、賦課年度、事業年度、調定区分、申告区分、期別、収納管理番号、調定額、調定加算額、調定延滞金、加算区分、納期限、法定納期限、指定納期限、延長納期限、変更納期限、備考、申告日、事業年度終了、異動事由、異動日、異動回数、収入額、収入加算金、収入督促手数料、収入延滞金、収入区分、納付区分、納付日、日計日、簿冊番号、収納オプション、決算フラグ、完納フラグ、不納欠損事由、不納欠損日、督促発送日、更新処理時刻、調定履歴SEQ、収入履歴SEQ、過誤納整理番号、充当SEQ、還付区分、還付件数、充当件数、過誤納事由、発生日、還付加算金区分、通知区分、通知日、再通知日、還付請求日、還付通知発行フラグ、還付加算金、還付加算金還付額、支出決定日、支払日、支払区分、還付者種別コード、還付先住民コード、金融機関コード、本支店コード、預金種別コード、口座番号、名義人、特記事項、特徴個人還付有無区分、特徴個人還付元整理番号、特徴個人還付住民コード、無効区分、過誤納調定額、過誤納加算金、過誤納延滞金、還付調定額、還付延滞金、還付加算調定額、還付加算加算金、還付加算延滞金、計算始期、計算終期、除算始期、除算終期、加算日数、過誤納発生時調定額、過誤納発生時加算金、過誤納発生時延滞金、年金還付、調定内訳額、個人還付住民、個人還付調定、個人還付加算金、個人還付延滞金、個人還付加算調停額、個人還付加算加算金、個人還付加算延滞金、個人計算始期、個人計算終期、個人除算始期、個人除算終期、個人納付日、個人加算日数、充当先利用団体コード、充当先住民コード、充当先納付書番号、充当先会計年度、充当先調定年度、充当先賦課年度、充当先事業年度、充当先科目コード、充当先調定区分、充当先申告区分、充当先期別、充当適状日、充当申出日、充当日、充当調定額、充当加算額、充当延滞金、充当加算調定額、充当加算加算金、充当加算延滞金、仮消込整理番号、済通番号、更生日、抽出日、仮消込区分、更新フラグ、科目コード、履歴SEQ、メモ内容、登録日、更新日、有効期限、合併前利用団体コード、更新職員番号、更新処理年月日、収入振替整理番号、振替区分、振替SEQ、振替日、調定年度、事業年度開始、チェックCD、OCRID、金融機関、支店、入力SEQ、口座振替整理番号、納付方法、ソート用科目コード、グループID、媒体区分、種別コード、コード区分、委託者コード、委託者名、取引金融機関コード、取引金融機関カナ名、取引支店コード、取引支店カナ名、取引預金種別、取引口座番号、金融機関カナ名、本支店カナ名、預金種別、口座名義人、振替額、口座振替結果コード、再振替フラグ、抹消フラグ、媒体作成済フラグ、消込み済フラグ、停止SEQ、滞納整理番号、時効停止事由、時効停止開始日、時効停止終了日、領収額、延滞金、蓄積連番、レコード区分、データ作成日、小売業企業コード、CNS申請コード、利用企業コード、税目コード、収納受付区分、データ種、予備、データ識別、収納日付、収納時分、バーコード、収納店舗コード、支払い予定日、収納店舗名、消込みフラグ、処理SEQ、口座登録・連携ファイル関係情報

<宛名情報>

利用団体コード、住民コード、基本情報異動SEQ、停止フラグ、住民票コード、異動業務区分、異動事由コード、異動日、届出日、一全区分、住民区分、廃業分類コード、増事由コード、住民増異動日、住民増届出日、減事由コード、住民減異動日、住民減届出日、住民となった異動日、住民となった届出日、帰化日、カナ氏名、氏名、生年月日元号、生年月日、死亡日元号、死亡日、性別、続柄、混合続柄、保護者コード、保護者続柄、カナ屋号、屋号、世帯コード、代表者カナ、代表者氏名、混合世帯主カナ、混合世帯主名、世帯内ソートキー、混合世帯内ソートキー、住定日、住定届出日、郵便番号、住所区分、市町村コード、大字コード、本番、枝番、小枝番、小小枝番、マンションコード、棟コード、部屋コード、住所、方書、小学校区分コード、中学校区分コード、投票区分コード、自治会コード、災害避難所コード、転入前市町村コード、転入前住所郵便番号、転入前住所、転入前方書、通称現住所コード、通称本番、通称枝番、通称小枝番、通称小小枝番、通称住所、通称方書、管理コード、新住所コード、転出先コード、合併前市町村コード、住民票異動SEQ、個人番号、管轄コード、連番、電話区分、市外局番、局番、番号、内線、有効期間から、有効期間まで、納付方法コード、金融機関コード、支店名コード、預金種別コード、口座番号、名義人(カナ)、名義人住民コード、更新職員番号、更新処理日、科目コード、送付先住民コード、送付先郵便番号、送付先住所、送付先方書、送付先カナ氏名、送付先氏名、管理人区分、管理人住民コード、脱退事由コード、納付組合コード、送達区分、宛先、開始日、閉鎖日、閉鎖事由コード、送信拒否開始時間、送信拒否終了時間、外国人登録番号、公称カナ、公称名、併記名、国籍、在留資格、在留期間、関連人区分、関連人住民コード、関連人郵便番号、関連人住所、関連人方書、関連人カナ氏名、関連人氏名、関連人所属、関連人肩書、Eメールアドレス、通称区分、氏名連動区分、国籍等、外国人住民となった異動日、外国人住民となった届出日、30条の45規定区分、在留期間等、在留期間の満了の日、在留カード等の番号、更新処理時刻、代表住民コード、同一人物住民コード、名寄区分、事由、職員番号、処理日、処理時間、メモ、有効期限、発送番号、発送日、帳票区分、送付形態区分、送付先区分、宛先住民コード、宛先履歴番号、送付先科目コード、送付先納付番号、送付先帳票区分、送付先履歴SEQ、返送日、返送事由コード、返送備考、結果(処理)区分、処分日、再発送日、再発送番号、調査日、調査枝番、調査コード、調査内容、調査員、調査所管、他市照会

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
収納情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	書面様式は本人に関する必要な情報のみを記載するようにチェックを行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	番号法第9条第1項別表第1に記載されない事務については、個人番号を用いた連携を行えないよう、仕組みとして担保する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	業務上システム利用を必要とする職員にのみ、操作権限を割り当て、IDとパスワードと指紋による認証を行っている。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<運用における措置>

- ① 届出書類等は鍵付きのキャビネットに保管する。処理完了後は、保管期間中は鍵付書庫にて保管し、保存期間終了後には溶解処理にて廃棄を行う。
- ② サーバ室への入室は、入口でチェックを行い、操作権限のある人だけが入室できる場所にサーバを設置している。
- ③ サーバ室への入口は、無人となる時間帯は施錠がされ、入室できないように措置を講じている。
- ④ アクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監視(ログ運用)を行っている。

8. 監査

実施の有無

[] 自己点検

[] 内部監査

[] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

<選択肢>

1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

具体的な方法

・職員及び事業所内派遣者に対しては、個人情報保護に関する研修の受講を義務付けている。・委託事業者に対しては、秘密保持契約を締結し、その中で個人情報保護に関する研修を義務付けている。・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。

10. その他のリスク対策

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ① 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	伊勢原市総務部文書法制課 〒259-1188 神奈川県伊勢原市田中348番地 TEL0463-94-4867
②請求方法	伊勢原市個人情報保護条例の規定に基づき、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	伊勢原市総務部収納課 〒259-1188 神奈川県伊勢原市田中348番地 TEL0463-74-5495
②対応方法	伊勢原市個人情報保護条例の規定に基づき対応する。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和1年6月28日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月20日	I-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 システムの名称: 収納管理システム ③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム [○]宛名システム等 [○]税務システム [○]その他(庁内基本情報連携システム)	[]情報提供ネットワークシステム [○]庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム [○]宛名システム等 [○]税務システム [○]その他(滞納管理システム)	事後	事後でたりるものの任意
平成30年7月20日	I-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 システムの名称: 庁内基本情報連携システム ③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム [○]既存住民基本台帳システム [○]宛名システム等 [○]税務システム []その他	[]情報提供ネットワークシステム [○]庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム [○]既存住民基本台帳システム []宛名システム等 [○]税務システム []その他	事後	事後でたりるものの任意
平成30年7月20日	I-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 システムの名称: 滞納管理システム ③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム [○]宛名システム等 [○]税務システム []その他	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム [○]宛名システム等 [○]税務システム [○]その他(収納管理システム)	事後	事後でたりるものの任意
平成30年7月20日	I-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 システムの名称: MICJET 番号連携サーバ ③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム [○]庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム [○]既存住民基本台帳システム []宛名システム等 [○]税務システム [○]その他(中間サーバー)	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム [○]既存住民基本台帳システム [○]宛名システム等 [○]税務システム [○]その他(中間サーバー)	事後	事後でたりるものの任意
平成30年7月20日	I-5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ ①実施の有無	実施しない	実施する	事後	事後でたりるものの任意

平成30年7月20日	I-5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ ②法令上の根拠		情報提供 番号法第19条第7号 別表第二26、33、87、93、103 情報照会 なし	事後	事後でたりるものの任意
平成30年7月20日	I-6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名		課長	事後	事後でたりるものの任意
平成30年7月20日	II-5 II 特定個人情報ファイルの概要(収納情報)	提供・移転の有無 移転を行っている 4件	提供・移転の有無 移転を行っている 3件	事後	事後でたりるものの任意
平成30年7月20日	II-5 II 特定個人情報ファイルの概要(収納情報)	移転先1 収納課	削除	事後	事後でたりるものの任意
平成30年7月20日	II-2 II 特定個人情報ファイルの概要(滞納情報) ④記録される項目 主な記録項目	[]個人番号対応符号	[O]個人番号対応符号	事後	事後でたりるものの任意
平成30年7月20日	II-4 II 特定個人情報ファイルの概要(滞納情報) ③委託先名	株式会社 秋田情報センター	北日本コンピューターサービス株式会社	事後	事後でたりるものの任意
平成30年7月20日	II-5 II 特定個人情報ファイルの概要(滞納情報)	提供・移転の有無 提供を行っている 1件	提供・移転の有無 提供を行っている 5件 移転行っている 3件	事後	事後でたりるものの任意
平成30年7月20日	II-5 II 特定個人情報ファイルの概要(滞納情報)	提供先1 収納管理システム	削除	事後	事後でたりるものの任意
平成30年7月20日	II-5 II 特定個人情報ファイルの概要(滞納情報)		提供先1～5について追記	事後	事後でたりるものの任意
平成30年7月20日	II-5 II 特定個人情報ファイルの概要(滞納情報)		移転先1～3について追記	事後	事後でたりるものの任意

平成30年7月20日	Ⅲ-6	6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(提供)	6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(提供)	事後	事後でたりるものの任意
平成30年7月20日	Ⅲ-6 リスク2:不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容		リスクに対する措置の内容について追記	事後	事後でたりるものの任意
平成30年7月20日	Ⅳ-1 ①請求先	伊勢原市市民生活部市民協働課	伊勢原市総務部文書法制課	事後	事後でたりるものの任意
令和1年6月28日	Ⅳ-1 開示請求、問い合わせ 1 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	Tel.0463-94-4711	0463-94-4867	事後	事後でたりるものの任意
令和1年6月28日	Ⅳ-1 開示請求、問い合わせ 2 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	Tel.0463-94-4711	Tel.0463-74-5495	事後	事後でたりるものの任意
令和1年12月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(滞納情報ファイル) 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	・業務関係情報 []医療保険関係情報	・業務関係情報 [○]医療保険関係情報	事前	事前通知事項
令和1年12月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(滞納情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	[○]評価実施機関内の他部署(市民税課、資産税課)	[○]評価実施機関内の他部署(市民税課、資産税課、保険年金課)	事前	事前通知事項

令和2年3月13日	I-1 ②事務の概要	<p>地方税法や国税徴収法等の規定に基づき、市税(国民健康保険税を含む)の収納情報を管理する。また、滞納している個人または法人に対し、納税交渉、納税催告、財産調査及び滞納処分等を行う。</p> <p>(1) 収納管理業務</p> <p>①各賦課システムからの賦課情報の取り込み</p> <p>②指定金融機関等からの収納情報の入手</p> <p>(2) 督促に関する業務</p> <p>(3) 市税過誤納金の還付・充当業務</p> <p>(4) 市税等口座振替に関する業務</p> <p>(5) 市税決算及び滞納繰越処理</p> <p>(6) 滞納整理業務</p> <p>①実態調査・財産等の調査</p> <p>②納税折衝・納税催告</p> <p>③滞納処分及び滞納処分停止</p> <p>④不納欠損</p>	<p>地方税法や国税徴収法等の規定に基づき、市税(国民健康保険税を含む)の収納情報を管理する。また、滞納している個人または法人に対し、納税交渉、納税催告、財産調査及び滞納処分等を行う。</p> <p>(1) 収納管理業務</p> <p>①各賦課システムからの賦課情報の取り込み</p> <p>②指定金融機関等からの収納情報の入手</p> <p>(2) 督促に関する業務</p> <p>(3) 市税過誤納金の還付・充当業務</p> <p>(4) 市税等口座振替に関する業務</p> <p>(5) 市税決算及び滞納繰越処理</p> <p>(6) 滞納整理業務</p> <p>※(6)滞納整理業務の事務においては、特定個人情報ファイルを取り扱わない。</p>	事後	事後でたりるものの任意
令和2年3月13日	I-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム3 滞納管理システム	削除	事後	事後でたりるものの任意
令和2年3月13日	I-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム4 MICJET番号連携サーバ	削除	事後	事後でたりるものの任意
令和2年3月13日	I-3. 特定個人情報ファイル名	収納情報ファイル、滞納情報ファイル	収納情報ファイル	事後	事後でたりるものの任意
令和2年3月13日	I-5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※	<p>①実施の有無 実施する</p> <p>②法令上の根拠 情報提供 番号法第19条第7号 別表第二26、33、87、93、103</p> <p>情報照会 なし</p>	<p>①実施の有無 実施しない</p> <p>②法令上の根拠 (空欄)</p>	事後	事後でたりるものの任意
令和2年3月13日	II-2. 基本情報	<p>④記録される項目</p> <p>主な記録項目</p> <p>・業務関係情報[]医療保険関係情報</p> <p>⑤保有開始日</p> <p>平成27年3月</p>	<p>④記録される項目</p> <p>主な記録項目</p> <p>・業務関係情報[○]医療保険関係情報</p> <p>⑤保有開始日</p> <p>平成27年6月</p>	事後	事後でたりるものの任意
令和2年3月13日	II-3. 特定個人情報の入手・使用	④使用の主体 利用者数 10人未満	④使用の主体 利用者数 10人以上50人未満	事後	事後でたりるものの任意

令和2年3月13日	Ⅱ-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託事項2 記載なし	委託事項2 伊勢原市納税促進業務委託 ①還付充当業務及び口座振替業務、滞納整理業務の一部について委託する。 ②10人未満 ③株式会社アイティフォー ④再委託しない	事前	2020年4月1日から左記業務委託を開始
令和2年3月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	滞納情報ファイル	削除	事後	事後でたりるものの任意
令和2年3月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去	入退管理をしている建物内のうち、更に入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要	<p><運用における措置></p> <p>① 届出書類等は鍵付きのキャビネットに保管する。処理完了後は、保管期間中は鍵付書庫にて保管し、保存期間終了後には溶解処理にて廃棄を行う。</p> <p>② サーバ室への入室は、入口でチェックを行い、操作権限のある人だけが入場できる場所にサーバを設置している。</p> <p>③ サーバ室への入口は、無人となる時間帯は施錠がされ、入室できないように措置を講じている。</p> <p>④ アクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監視(ログ運用)を行っている。</p>	事後	事後でたりるものの任意
令和2年3月13日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	2. 滞納管理システム	削除	事後	事後でたりるものの任意
令和2年3月13日	Ⅲ-1. 特定個人情報ファイル名	収納情報ファイル、滞納情報ファイル	収納情報ファイル	事後	事後でたりるものの任意

<p>令和2年3月13日</p>	<p>Ⅲ 一6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</p>	<p>[○]接続しない(入手) []接続しない(提供) リスク2: 不正な提供が行われるリスク リスクへの対策は十分か: 十分である 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置: <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>	<p>[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供) リスク2: 不正な提供が行われるリスク リスクへの対策は十分か: (空欄) 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置: (空欄)</p>	<p>事後</p>	<p>事後でたりるものの任意</p>
------------------	---------------------------------	--	---	-----------	--------------------

<p>令和2年3月13日</p>	<p>Ⅲ ー7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>1. サーバ室への入室は、入口でチェックを行い、操作権限のある人だけが入場できる場所にサーバを設置(無人となる時間帯は施錠され入室できないように措置) 2. サーバへのアクセスはID/パスワード登録者による指紋認証が必要</p>	<p><運用における措置> ① 届出書類等は鍵付きのキャビネットに保管する。処理完了後は、保管期間中は鍵付耐火書庫にて保管し、保存期間終了後には溶解処理にて廃棄を行う。 ② サーバ室への入室は、入口でチェックを行い、操作権限のある人だけが入場できる場所にサーバを設置している。 ③ サーバ室への入口は、無人となる時間帯は施錠がされ、入室できないように措置を講じている。 ④ アクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監視(ログ運用)を行っている。</p>	<p>事後</p>	<p>事後でたりるものの任意</p>
<p>令和4年11月30日</p>	<p>I ー2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム1②システムの機能</p>	<p>1. 収納状況 … 収納状況の照会を行う。 2. 調定・収納異動 … 調定や収納に対し、強制修正を行う。 3. 過誤納処理 … 還付、充当の処理を行う。 4. 日次処理 … 収納消し込み処理及び日次決算資料を作成する。 5. 月次処理 … 月次決算資料を作成する。 6. 口座振替 … 口座振替の依頼処理及び結果処理を行う。 7. 督促 … 督促処理を行う。 8. 年次処理 … 滞納繰越や年次決算資料等の作成を行う。 9. 課税状況 … 課税資料の照会を行う。</p>	<p>1. 収納状況 … 収納状況の照会を行う。 2. 調定・収納異動 … 調定や収納に対し、強制修正を行う。 3. 過誤納処理 … 還付、充当の処理を行う。 4. 日次処理 … 収納消し込み処理及び日次決算資料を作成する。 5. 月次処理 … 月次決算資料を作成する。 6. 口座振替 … 口座振替の依頼処理及び結果処理を行う。 7. 督促 … 督促処理を行う。 8. 年次処理 … 滞納繰越や年次決算資料等の作成を行う。 9. 課税状況 … 課税資料の照会を行う。 10. 情報照会 … 情報提供ネットワークシステムを通じて口座登録・連携ファイル関係情報を取得する</p>	<p>事前</p>	

令和4年11月30日	I-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム3	システム3 記載なし	<p>①システムの名称 MICJET 番号連携サーバ</p> <p>②システムの機能</p> <p>1. 宛名管理機能 既存住民基本システムより宛名の異動データを取り込み、個人番号にて同一人判定を行い、団体内統合宛名番号を採番し管理する。</p> <p>2. 情報提供機能 各業務システムより異動データを取り込み、中間サーバーに連携する。</p> <p>3. 情報照会機能 各業務の宛名番号で対象者を検索し、他自治体への情報提供を依頼し、結果をオンラインにて表示する。</p> <p>4. 符号要求機能 処理番号の要求・受信し、符号要求データを住基ネットに送信する。</p> <p>③他のシステムとの接続</p> <p>[] 情報提供ネットワークシステム</p> <p>[O] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</p> <p>[O] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等</p> <p>[O] 税務システム</p> <p>[O] その他(中間サーバー、収納管理システム)</p>	事前	
令和4年11月30日	I-4. 個人番号の利用 ※ 法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項 別表第一の16の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条</p>	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項 別表第一の16の項、101の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条、第74条</p>	事前	
令和4年11月30日	I-5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ ②法令上の根拠	<p>①実施の有無 実施しない</p> <p>②法令上の根拠 (空欄)</p>	<p>①実施の有無 実施する</p> <p>②法令上の根拠 <別表第二における情報提供の根拠> — <別表第二における情報照会の根拠></p>	事前	

令和4年11月30日	Ⅱ-2. 基本情報 ④記録される項目主な記録項目 ※	[○] その他（技術的事項(決算フラグ等)）	[○] その他（技術的事項(決算フラグ等)、口座登録・連携ファイル関係情報）	事前	
令和4年11月30日	Ⅱ-3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元 ※	[○] 行政機関・独立行政法人等（）	[○] 行政機関・独立行政法人等（デジタル庁）	事前	
令和4年11月30日	(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目	1. 収納管理システム (1) 収納情報ファイル <収納情報ファイル> 利用団体コード、……、処理SEQ <宛名情報> 利用団体コード、……、他市照会	1. 収納管理システム (1) 収納情報ファイル <収納情報ファイル> 利用団体コード、……、処理SEQ、口座登録・連携ファイル関係情報 <宛名情報> 利用団体コード、……、他市照会		